

道路は正しく使いましょう！

道路は、国民皆様の財産であり、歩行者、自動車などが通行するために設けられた通路です。誰もが安心して通行できるように道路の正しい利用にご協力をお願いします。

次の行為は、禁止されています。

- ▶ 道路管理者の許可なく、道路上に物件を置く行為(不法占用)
- ▶ 道路上の構造物を許可なく、無断で撤去する行為
- ▶ 道路の構造又は交通に支障を及ぼす行為

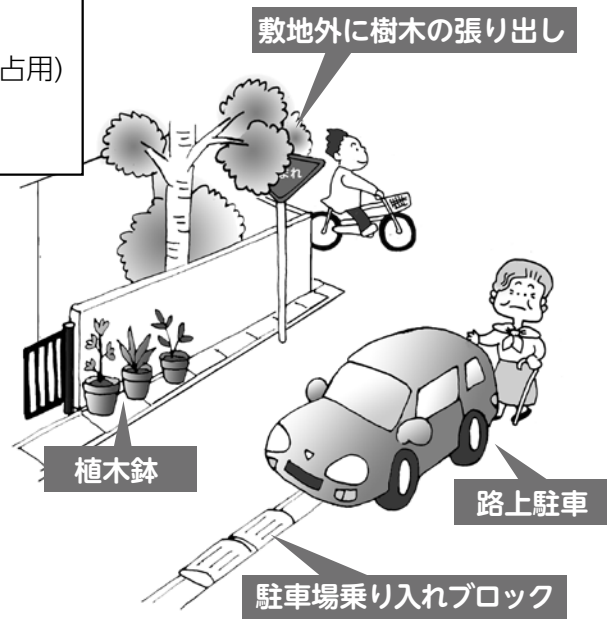
禁止されている行為を行うと…

こんな危険があります

- ▶ 歩行者や自転車の通行の妨げになる。
- ▶ 物につまずいて怪我をする。
- ▶ 視界を遮って交通事故が起きる。
- ▶ 思わぬ転倒や衝突で大事故になる可能性がある。

罰則が適用されます

- ▶ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ▶ 損害を受けた相手から損害賠償請求
(道路法第100条 第3項)
(民法 第717条)



住民ほけん課のお知らせ

問合せ／介護保険担当 ☎991-1886
高齢福祉担当 ☎991-1884

介護保険料

後期高齢者医療保険料

特別徴収(年金天引き)について

介護保険料と後期高齢者医療保険料は、一定の条件の年金を受給されている方からは、年金からの天引き(特別徴収)により納めていただいています。

4・6・8月の年金から特別徴収させていただく方に、下記のとおりお知らせします。

なお、納付書・口座振替による納付(普通徴収)の方には、7月に納入通知書を送付します。

介護保険料の特別徴収について

4・6・8月に特別徴収を行う方に、「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付します。これは、2月に特別徴収した額及び昨年度の保険料をもとに、特別徴収する保険料額を算出したものです。

10・12・2月に行う特別徴収については、9月にお知らせします。

後期高齢者医療保険料の特別徴収について

■4月から特別徴収が始まる方

4月上旬に「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付します。これは、昨年度の保険料をもとに、4・6・8月の年金から特別徴収する保険料額を算出したものです。

■昨年度から引き続き特別徴収で納めていただく方

昨年7月に「特別徴収開始通知書(本算定)」でお知らせしたとおり、4・6・8月の保険料は、今年2月の特別徴収額と同額を特別徴収させていただきます。

■保険料のお支払い方法の変更について

後期高齢者医療保険料を特別徴収で納めていただいている方は、高齢福祉担当に申出書を提出し、金融機関に口座振替依頼書を提出することで、保険料のお支払い方法を口座振替に変更することができます。

お支払い方法の変更には2カ月程度かかるため、お早めに手続きをお願いします。(介護保険料のお支払い方法の変更は認められておりません。)

※申出書・口座振替依頼書は高齢福祉担当で配布しています。